

令和8年6月30日

保護者の皆様へ

沖縄県立嘉手納高等学校長
(公印省略)

令和8年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び年収490万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が182,500円未満）の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：
 - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②年収490万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が182,500円未満）の世帯
 - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
2. 提出書類：希望者は事務室にて配布
3. 提出期限：令和8年7月17日（金）
4. 提出先：嘉手納高校事務室
5. 留意事項
 - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
 - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援については除く）

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 嘉手納高等学校 事務室
担当者：楚南・垣花 TEL：098-956-3336